

新型コロナ関連 国の緊急対策支援ポイント

多度津商工会議所

資金繰り支援

1. セーフティネット保証

- セーフティネット保証は銀行からお金を借りやすくするための保証制度です。
- 新型コロナの影響による売上減少等した場合、市町に対しセーフティネットの申請を行い、認定書をつけて金融機関に借入申込することで信用保証協会が債務保証してくれるため融資が受けやすくなります。

<セーフティネット4号>

- ①指定を受けた地域と業種である
- ②最近1か月の売上が前年同月比▲20%以上減少している



【借入債務100%保証】

<セーフティネット5号>

- ①指定を受けた業種である
- ②最近1か月の売上が前年同月比▲5%以上減少している



【借入債務 80%保証】

<危機関連保証>

- ①全国・全業種対象
- ②最近1か月の売上が前年同月比▲15%以上減少している



【借入債務100%保証】

2. 新型コロナ感染症特別貸付

- 特別利子(金利▲0.9下げ)及び利子補給制度(実質無利子)の対象

<対 象>

- ①最近1か月の売上が前年同期または前々年同期と比較して5%以上減少している
- ②業歴3か月以上1年1か月未満の場合、最近1か月の売上が、下記のいずれかと比較して▲5%以上減少している
 - a. 過去3か月の平均売上高
 - b. 令和元年12月の売上高
 - c. 令和元年10~12月の売上高平均額

【限 度 額】 6000万円

【貸付期間】 設備20年、運転15年以内(据置5年以内)

【金 利】 1.36%(当初3年間▲0.9下げ) → 0.46%

※本借入を行った下記、要件を満たす場合、特別利子補給制度(借入後当初3年間)の利用が可能

- ①個人事業主
- ②小規模事業者で売上高▲15%減少
- ③中小企業者で売上高▲20%減少

3. 新型コロナ対策マル経

- 商工会議所が推薦する無担保、無保証人の融資制度を拡充し、別枠1000万円を創設
- 別枠の借入分について特別利子(当初3年間▲0.9下げ)の対象

<対 象>

- ①最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者

【限 度 額】 1000万円

【貸付期間】 設備10年、運転7年以内(据置期間 設備4年、運転3年以内)

【金 利】 1.21%(当初3年間 ▲0.9下げ) → 0.31%

4. セーフティネット貸付

- 特例措置として売上高5%以上減少の要件を緩和

<対 象>

- ①一時的に業況悪化しているが中長期的に業績の回復が見込まれる企業

【限 度 額】 4800万円

【貸付期間】 設備15年、運転8年以内(据置期間 3年以内)

【金 利】 1.36%

お問合せ先

(本チラシは、2020年4月8日現在での情報をもとに作成していますので、後日、内容等が変更されていることがあります。)

【経営相談窓口】 多度津商工会議所 ☎33-4000

<融 資> ・日本政策金融公庫高松支店 ☎087-851-0198 <高松市寿町2-2-7>

・百十四銀行多度津支店 ☎33-0114 香川銀行多度津支店 ☎32-3155 高松信用金庫多度津支店 ☎33-1313

<信用保証> ・香川県信用保証協会 ☎087-851-0062 <高松市福岡町2-2-2 101>

雇用の維持支援

1. 雇用調整助成金の特例

- ▶ 新型コロナの影響で事業主が労働者に対して一時休業、教育訓練等を行い、雇用維持を図った場合、休業手当、賃金等の一部が助成されます。
- ▶ 申請できるのは雇用保険の適用事業主となります。

【要件】 新型コロナウイルスの影響に伴う「経済上の理由」によって、事業活動が縮小したことにより、事業主が従業員を一時的に休ませた場合に「休業手当」を支払ったこと。

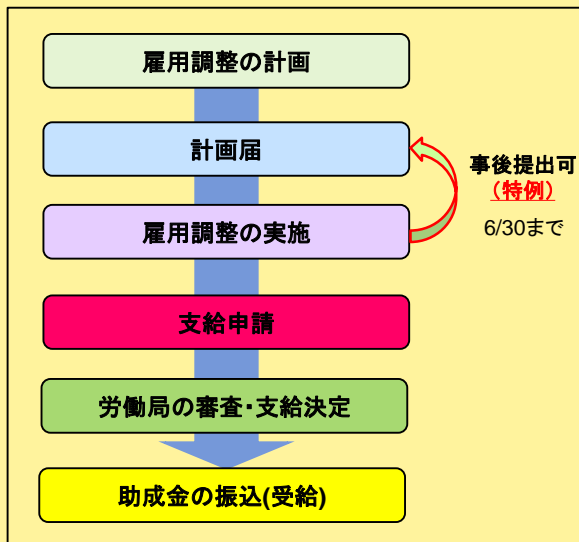
<特例措置の内容>

- ① 休業等計画届の事後提出が令和2年6月30日まで可能
- ② 生産指標(売上高10%減→5%減)に緩和
- ③ 雇用指標(最近3か月の平均値)を撤廃
- ④ 事業所設置後、1年未満の事業主も対象
- ⑤ 助成率引上げ(大企業1/2→2/3、中小企業2/3→4/5)
- ⑥ 雇用保険被保険者以外の労働者等に対する休業手当も対象
- ⑦ 雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象に。
- ⑧ 過去に本助成金を受給したことがある事業主について
 - ア 前回の至急対象期間の満了日から1年経過していても助成対象に
 - イ 支給限度日数から過去の需給日数を差し引きません

<助成内容>

- 【助成率】 大企業2/3、中小企業4/5 ※解雇を行わない場合、大企業3/4、中小企業9/10
- 【支給限度日数】 4/1～6/30は1年間の支給限度日数100日とは別に利用が可能
※対象となる労働者1人あたり日額8,330円が上限となります

雇用調整助成金申請から支給の流れ



計画届に必要な書類等

必要書類	確認書類
【様式第1号(1)】 休業等実施計画(変更)届	休業協定書 ・労働者代表選任書、委任状 ・労働組合があれば組合員名簿
【様式特第4号】 雇用調整実施事務所の事業活動の状況に関する申出書	
【様式第1号(3)】 休業・教育訓練計画一覧表	事業所の状況に関する書類 ・登記簿、会社案内、組織図 ・月次試算表、元帳、決算書 ・就業規則、給与規定
【様式第1号(4)】 雇用調整実施事務所の雇用指数の状況に関する申出書	

支給申請に必要な書類等

必要書類	確認書類
【様式第5号(1)】 支給申請書	労働保険料に関する書類 ・労働保険確定保険料申告書 ※事務組合委託の場合、労働保険料算定基礎賃金報告書
【様式特第5号】 助成金額算定書	
【様式第5号(3)】 休業・教育訓練実績一覧表及び所定外労働等の実施状況に関する申出書	労働・休業及び休業・教育訓練の実績に関する書類 ・出勤簿、タイムカード ・賃金台帳
【様式第98号】 支給要件確認申出書	

雇用調整助成金のお問合せ、申請先

香川労働局助成金センター ☎087-811-8923 高松市サンポート3-3 合同庁舎北館3F

(本チラシは、2020年4月8日現在での情報をもとに作成していますので、後日、内容等が変更されていることがあります。)